

北茨城市農山漁村交流促進特区

都道府県名：

茨城県

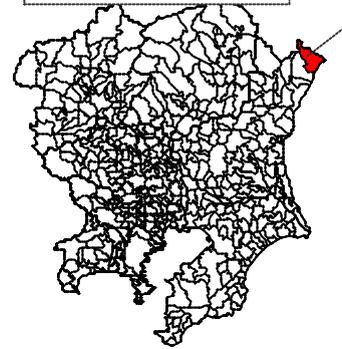
申請主体名：

北茨城市

区域の範囲：

北茨城市の全域

北茨城市



特区の概要：

北茨城市の持つ多様な資源である海と山の豊かな自然資源や歴史・文化などの観光資源、さらには第1次産業の農林水産資源を活用して、グリーン・ツーリズムとブルー・ツーリズムを一体化した総合的なツーリズムを展開することにより、都市と農村・漁村との交流の拡大を図る交流促進都市の形成と、新たな産業の創造を図る。このため、農家・漁家における宿泊を可能とすることにより、田植えや稲刈り、漁業収穫などの農林漁業体験をはじめ、濁酒の製造・提供などによる都市住民との交流、地域の活性化に結びつけるものである。

適用される規制
の特例措置：

- ・農家民宿における簡易な消防設備等の容認
- ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和



「林業体験」



「漁業体験」